

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

※事 業 者 名 称	社会福祉法人 済聖会
※主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区栄 3 - 1 4 - 7
法 人 等 種 別	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理事長 林 牧絵
電 話 番 号	0 5 2 - 2 6 5 - 0 1 9 0

※…個人の場合は記入不要。

第 2 ご利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	しんほそぐち保育園
施 設 の 所 在 地	名古屋市緑区細口 2 - 8 0 7
施 設 長 氏 名	安藤 佳世
連 絡 先	電 話 0 5 2 - 8 4 2 - 9 4 4 8 F A X 0 5 2 - 8 4 2 - 9 4 4 7

第 3 施設の目的・運営方針

しんほそぐち保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	850.22 m ²
	屋外遊戯場	150.00 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	410.63 m ²

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	つばめ組（0歳児クラス）、こだま組（1歳児クラス）
保育室	2室	ひかり組（2歳児クラス）、あさひ組（3歳児クラス）、のぞみ組（4・5歳児クラス）
調理室	1室	

第5 利用定員

認定区分		利用定員
2号認定子ども		30人
3号認定子ども	満1歳以上	24人
	満1歳未満	6人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
主任保育士	1	1	—	
保育士	13	8	5	
保育補助	2		2	
医師（嘱託医）	1	—	1	
調理員	3	2	1	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第 7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	
主任保育士	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 *ローテーションにより、勤務時間が異なる場合があります。	
保育士	早番 6 : 4 5 ~ 1 5 : 4 5 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅番 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 *ローテーションにより、勤務時間は異なります。	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第 8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3 号	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3 号	平日	7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (~ 1 9 : 0 0)
		土曜日	7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (~ 1 9 : 0 0)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される教育・保育給付認定の各区分を表しています。

第 9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる情報の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育の理念

子どもたちの「生きる力」（ひとりで世の中を渡っていける力）の基盤づくり

(2) 当園の保育の方針

『アタマ・ココロ・カラダ』の三位一体「興育」～興味・体験・感動・気づき

(3) デイリープログラム（一日の流れ）

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7 : 00	合同保育（乳児クラス・幼児クラス）	7 : 00	合同保育（乳児クラス・幼児クラス）
8 : 30	クラス別活動開始	9 : 00	おやつ（乳児クラス）
9 : 00	おやつ（乳児クラス）		主活動
	主活動	11 : 15	昼食（全クラス）
11:00	昼食（乳児クラス）	12 : 00	午睡（乳児クラス）
11 : 30	昼食（幼児クラス）		幼児午睡時間は個々による
12 : 00	午睡（乳児クラス）		
13 : 00	午睡（3 歳児）	15 : 00	おやつ（全クラス）
	活動（4・5 歳児）		
14 : 30	おやつ（幼児クラス）		順次降園
15 : 00	おやつ（乳児クラス）		
15 : 30	順次降園		
18 : 00	合同保育	18 : 00	延長保育
	延長保育		

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

※ 平日の夏季期間のみ 4・5 歳児は午睡します。

(6) 年間行事計画

月	行 事
4 月	・ 入園式 ・ 進級式
5 月	・ 親子遠足(3～5 歳児) ・ 不審者対策訓練 ・ 個人懇談(2 歳児)
6 月	・ プラネタリウム見学(5 歳児) ・ 保育参観(3～5 歳児) ・ 歯科健診 ・ 個人懇談(0、1 歳児)
7 月	・ 七夕会 ・ 水遊び開始 ・ 夏のお楽しみ会(5 歳児)
8 月	・ 水遊び終了
9 月	・ 総合避難訓練 ・ 内科健診 ・ 作品展
10 月	・ 運動会 ・ 不審者対策訓練
11 月	・ 個人懇談(3 歳児)
12 月	・ 個人懇談(4、5 歳児) ・ 保育参観(0～2 歳児) ・ クリスマス会
1 月	・ 不審者対策訓練
2 月	・ 節分会 ・ 引き渡し訓練 ・ 生活発表会
3 月	・ ひな祭り会 ・ 内科健診 ・ お別れ散歩 ・ 卒園式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

※ 詳細は入園のしおりを参照

(7) 給食の提供

(8) その他の事業の実施状況

・ 延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

第 10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額(利用料)

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。※詳細は入園のしおり参照

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・ 便宜に要する費用

当園では、第 9 に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。※詳細は入園のしおり参照

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	給食主食費（2号）	月額 1,000 円
	給食副食費（2号）	月額 6,500 円
	用品購入費	年額 1,000～33,000 円
	保育活動費	実費〔年額 5,000 円程度〕

第 11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

利用終了となる場合
・ 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき ・ 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき ・ 保護者から退園の願出があったとき
当園より利用契約を解除する場合
・ 利用証の支払いが3か月以上遅延した場合 ・ 保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合 ・ 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼす恐れがある場合 ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

第 12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医・嘱託歯科医への連絡を行います。

医療機関の名称	大清水クリニック
医 師 名	柴田 真一
所 在 地	名古屋市緑区大清水西201
電 話 番 号	052-879-3388
医療機関の名称	やまもとデンタルクリニック
医 師 名	山本 雅人
所 在 地	名古屋市緑区水広3-516
電 話 番 号	052-842-1

(2) 損害賠償制度への加入

◎当園では「ほいくの保険」に加入しています。

第 13 非常災害対策

暴風警報発令時	・午前 6 時までに解除された場合 …登園できます ・午前 11 時までに解除された場合 …解除 2 時間後から登園できます。 お弁当持参になります。 ・午前 11 時までに解除されない場合 …登園を見合わせてください。 ・登園後に発令された場合 …お迎えをお願いします。
高齢者等避難 避難指示 特別警報発令時	・暴風警報発令時と同様の対応となります。 ・解除されるまで休園となります。 ・登園後に発令された場合は避難所まで避難させ ます。速やかに迎えに来てください。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 発表時	・園が事前避難対象地域となった場合 …休園となります。※原則 1 週間
避難訓練	・地震、火災の訓練を毎月 1 回行っています。
非常災害用備蓄	・食料…1 人あたり 3 食分を備蓄しています。 ・水…1 人あたり 3L を備蓄しています。

※詳細は入園のしおりを参照

第 14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、門はオートロックで常時施錠しています。開錠はカメラ付きインターホンにて、氏名と顔を確認し開錠します。

また、当園は防犯カメラで園の周辺を監視・記録しています。

第 15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者（園長）を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

また、虐待の疑いが見受けられる場合、保護者の同意を得ずに児童相談所に通報します。

第 16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当 園 苦 情 相 談 窓 口	苦情解決責任者 園長 苦情受付担当者 主任
第 三 者 委 員	細 萱 大 祐 (株 式 会 社 ピ ス タ 代 表) 深 澤 知 子 (監 事) 名 古 屋 市 中 区 栄 3 - 1 4 - 7 電 話 0 5 0 - 6 8 6 8 - 4 8 4 6 (細 萱) 0 5 2 - 2 6 5 - 0 1 9 0 (深 澤) F A X 0 5 2 - 2 6 5 - 0 1 9 1 < 受 付 > 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (土 日 祝、年 末 年 始 を 除 く)

第 17 その他留意していただきたいこと

- (1) 喫煙について・・・当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 宗教活動、政治活動、営利活動について・・・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- (3) 飲酒について・・・当園の敷地内での飲酒はご遠慮ください。また酔った状態での送迎はお控えください。

※この重要事項説明書の内容は、令和 7 年 7 月 1 日現在の情報です。

しんほそぐち保育園における 重要事項に関する同意書兼契約届

当園における保育の提供を開始するに当たり、「しんほそぐち保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

しんほそぐち保育園

園 長 安藤 佳世

私は、「しんほそぐち保育園 重要事項説明書」に基づいてしんほそぐち保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、名古屋市からの「保育利用決定通知書」に基づき、しんほそぐち保育園の入所を確認したことを届け出します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

児童から見た続柄 :

保 育 園 処 理 欄	
----------------	--